

議 第 1 7 号

税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 制 定 に つ い て

本 市 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 を 下 記 の と お り 制 定 す る も の と す
る。

令 和 6 年 (2 0 2 4 年) 2 月 1 6 日 提 出

柏 崎 市 長 櫻 井 雅 浩

記

新 潟 県 柏 崎 市 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

新 潟 県 柏 崎 市 税 条 例 (昭 和 3 5 年 条 例 第 1 0 号) の 一 部 を 次 の よ う
に 改 正 す る。

附 則 に 次 の 1 条 を 加 え る。

(令 和 6 年 度 分 の 固 定 資 産 税 に 関 す る 特 例)

第 3 2 条 令 和 6 年 度 分 の 固 定 資 産 税 に 限 り、 第 5 5 条 第 1 項 の 規 定
の 適 用 に つ い て は、 同 項 中 「 第 1 期 4 月 1 6 日 か ら 同 月 3 0 日 ま
で 」 と あ る の は 「 第 1 期 6 月 1 6 日 か ら 7 月 1 日 ま で 」 と、 「 第
2 期 7 月 1 6 日 か ら 同 月 3 1 日 ま で 」 と あ る の は 「 第 2 期 9 月
1 6 日 か ら 9 月 3 0 日 ま で 」 と す る。

附 則

こ の 条 例 は、 令 和 6 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る。

新潟県柏崎市税条例（昭和35年3月25日条例第10号）

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p><u>（令和6年度分の固定資産税に関する特例）</u></p> <p>第32条 <u>令和6年度分の固定資産税に限り、第55条第1項の規定の適用については、同項中「第1期 4月16日から同月30日まで」とあるのは「第1期 6月16日から7月1日まで」と、「第2期 7月16日から同月31日まで」とあるのは「第2期 9月16日から9月30日まで」とする。</u></p>	<p>附 則</p>